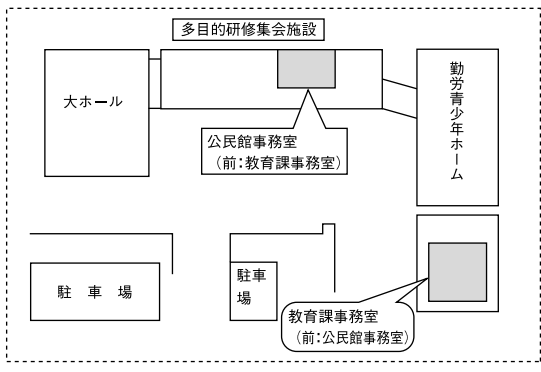


## 教育課・生涯学習課 (公民館) 事務所移転について

四月一日より、教育課と生涯学習課(公民館)の事務所が移転しました。これは、行財政改革の中で、施設を効率的に管理するため行ったものです。

移転先は、生涯学習課(公民館)が、多目的研修集会施設に、教育課(教育委員会)が公民館にそれぞれ移転しました。

◆ 問い合わせ  
教育課(教育委員会) ☎七二一八七八〇  
生涯学習課(公民館) ☎七二二二二五



## 平成十七年 歌会始について

宮内庁より、平成十七年歌会始のお題と詠進要領等について、次のとおり発表がありましたので、お知らせいたします。

一 歌会始のお題  
「歩み」  
※「歩」の文字を使用していれば「歩道」や「歩む」などでも差し支えありません。

二 詠進要領  
① 詠進歌は、お題を読み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限りません。  
② 書式は、半紙を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名(本名、かりがなつき)、生年月日、及び職業を縦書きで書いてください。

③ 用紙は半紙とし、毛筆で自書してください。  
④ 病気又は身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は、左記によることができます。

ア代筆(墨書)による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。  
イ本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合は、機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。

ウ視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。  
三 詠進の期間  
平成十六年九月三十日まで

四 あて先  
〒100-8111  
宮内庁(封筒に「詠進歌」と記入してください)。  
五 その他  
詳しくは、宮内庁ホームページ  
<http://www.kunichino.go.jp/12/d12-03.html>  
または、小野町役場総務課総務係(☎七二二二二一)まで、お問い合わせください。

### 農家の皆さんへ平成十六年分の所得税確定申告に向け領収書・出荷伝票は大切に

所得税・住民税の確定申告をされている方はご存知と思いますが、農業所得の計算も他の事業者と同じように、実際の収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」で行うことが原則となっています。

「収支計算」には、出荷伝票や領収書が必要になります。実際購入したものがあっても領収書がないと「経費」としてみることができません。

今年一月一日から出荷した農産物の伝票や、購入物の領収書があるかどうか確認して下さい。これからのものについては、なくさないよう大切に保管し、来年の確定申告にそなえてください。

「収支計算」による申告の際は次のものが必要となりますので、記録・保存をお願いいたします。

- ① 農産物を販売したときの記録と、出荷伝票や請求書及び領収書
- ② 農産物の家事消費(自宅での消費や兄弟親戚などへの贈答など)したときの記録

③ 農産物を事業消費(米などの農産物の現物による小作料の支払など)したときの記録  
④ 肥料、農薬、諸材料などの経費にかかる記録と請求書や領収書  
⑤ 年末において在庫(未販売・未使用)となっている農産物、肥料、農薬、諸材料などの記録  
なお、農地などの固定資産税も控除の対象となりますので、四月に発送した「固定資産課税明細書」も大切に保管してください。

### 六月人権相談開設日の変更について

先に健康力センターにて周知しました人権相談所の開設日に変更がありましたのでお知らせいたします。  
変更前 平成十六年六月十日(木) 午前十時～午後三時

### し尿汲み取りの申し込みはお早めに

し尿の汲み取りは、田村地方衛生処理センターが実施しているもので、地域により汲み取り日程が決まっています。各地域の日程は下表のとおりです。予定日の一週間前までに申し込みをされるようお願いいたします。

◆ 問い合わせ  
町民課 ☎七二一八九三三

変更後 平成十六年六月一日(火) 午前十時～午後三時

### 五月は 児童福祉月間です

### 「広げよう子育て支える地域の輪」

福島県では毎年五月を「児童福祉月間」と定め、県民の皆さまによりいっそうの児童福祉理念の普及・啓発を図るとともに、県、市町村、家庭、学校、関係機関、地域社会等が一体となって、児童の健全育成や子育て支援のための多角的な取り組みを展開できるように努めています。

各家庭においても、これを機会に、子供の心身の健全な発達について、話し合ってみてはいかがでしょうか。

し尿汲み取り日程表

毎月の予定日	汲み取り地域
1~4日	品ノ木・槻木内・浮金・上羽出庭・和名田・塩庭二区
5~9日	仲町・本町・七生根・殿町・館廻・宿ノ後 反町・団子田・前久保・横町・荒町
10~14日	小野赤沼・皮籠石・中通・門番・光明院・小野山神
15~19日	菖蒲谷 夏井(樋口・川除・太子堂・町屋・都沢・午天王)
20~24日	寺下・谷津作(南作・松葉) 夏井(石ノ平・浮内・高屋敷・原・橋本)・湯沢
25~31日	谷津作(前ノ内・高山・峰ヶ崎・馬場・鬼石)平館・ 南田原井・塩庭一区・雁股田・飯豊・小戸神・吉野辺

予定日の1週間前までに予約しない場合、翌月になることがあります。